

平成26年度佐賀県市町決算の概要 (公営企業会計・確定値)

—目次—

1. 地方公共団体の会計区分と決算統計上の会計区分
 2. 事業数及び決算規模
 3. 経営状況(法適用企業)
 4. 経営状況(法非適用企業)
 5. 料金収入の状況
 6. 他会計繰入金の状況
 7. 企業債現在高の推移
- 付表① 平成26年度経営状況一覧表(法適用企業)
- 付表② 平成26年度経営状況一覧表(法非適用企業)
- <参考1> 地方公営企業用語集
- <参考2> 地方公営企業会計基準の見直しの影響(概要)

1. 地方公共団体の会計区分と決算統計上の会計区分

地方自治法により 事務を処理する会計	一般会計	普通会計		議会費、民生費、教育費等地方公共団体の基本的な経費が中心として計上された一般会計と特別会計(公営事業会計を除く)とを合わせた会計						
	特別会計				公営事業会計		地方公共団体が経営する公営企業会計等の会計の総称			
		公営企業会計以外		収益事業会計(競艇、競輪、競馬等)、国民健康保険事業会計等						
								公営企業会計		使用料等の収入で経費を賄うことを目的として、住民サービスを提供するための特別会計
地方公営企業法により 事務を処理する会計			法適用企業	地方公営企業法の全部又は財務規定等の一部を適用している事業						

- 本資料は、表中網掛部分について説明するものであり、大きく分けて、法適用企業と法非適用企業に関する決算状況についてまとめたものである。

2. 事業数及び決算規模

○平成26年度公営企業会計の事業数及び決算規模

(単位：百万円)

	平成26年度			平成25年度			増減額	増減率(%)	
	事業数	決算規模	構成比(%)	事業数	決算規模	構成比(%)			
法適用	上水道	19	26,863	31.8	19	26,403	32.0	460	1.7
	工業用水道	5	1,452	1.7	5	1,509	1.8	▲ 57	▲ 3.8
	交通	1	1,067	1.3	1	929	1.1	138	14.9
	病院	7	11,965	14.2	7	10,420	12.7	1,545	14.8
	下水道	9	16,317	19.3	9	16,456	20.0	▲ 139	▲ 0.8
	小計	41	57,664	68.3	41	55,717	67.6	1,947	3.5
法非適用	簡易水道	5	413	0.5	5	1,622	2.0	▲ 1,209	▲ 74.5
	観光施設	3	235	0.3	3	173	0.2	62	35.8
	宅地造成	9	2,547	3.0	9	736	0.9	1,811	246.1
	下水道	44	22,745	26.9	44	23,314	28.3	▲ 569	▲ 2.4
	介護サービス	4	876	1.0	4	861	1.0	15	1.7
	小計	65	26,816	31.7	65	26,706	32.4	110	0.4
	合計	106	84,480	100.0	106	82,423	100.0	2,057	2.5

(注) 決算規模の算出は次のとおり。

- ・ 法適用企業・・・総費用－減価償却費＋資本的支出
- ・ 法非適用企業・・・総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金

- 平成26年度の事業数は、106事業で、前年度からの増減はあっていない。事業別では、下水道事業が53事業で最も多く、次いで上水道事業、宅地造成事業となっている。
- 平成26年度の決算規模は、844億80百万円で、前年度に比べ20億57百万円、2.5%増加している。事業別では、下水道事業が390億62百万円で最も大きく、次いで上水道事業、病院事業となっている。
- なお、決算規模の主な増加理由としては、宅地造成事業において造成用地の売却益を財源とした企業債の償還が行われたこと等によるものである。

3. 経営状況（法適用企業）

○平成26年度法適用企業の経営状況

（単位：百万円）

	法適用合計								
	法適用合計			うち上水道事業			うち病院事業		
	26年度	25年度	増減額	26年度	25年度	増減額	26年度	25年度	増減額
総収益(a)	46,182	40,718	5,464	22,845	21,072	1,773	10,594	10,172	422
料金収入	32,713	33,154	▲ 441	18,707	19,317	▲ 610	8,389	8,343	46
総費用(b)	47,545	40,911	6,634	22,943	21,260	1,683	11,930	10,003	1,927
純損益(c)=(a)-(b)	▲ 1,363	▲ 193	▲ 1,170	▲ 98	▲ 188	90	▲ 1,336	169	▲ 1,505
経常損益(d)=(e)-(f)	2,029	1,055	974	1,840	1,200	640	160	175	▲ 15
経常利益(e)	2,527	2,056	471	1,980	1,503	477	310	290	20
経常損失(f)	498	1,001	▲ 503	140	303	▲ 163	150	115	35
経常収支比率	104.7	102.7	2.0	108.9	106.1	2.8	101.6	101.8	▲ 0.2
累積欠損金	5,737	7,552	▲ 1,815	0	523	▲ 523	2,950	3,907	▲ 957
不良債務	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）経常収支比率＝経常収益／経常費用×100

（この比率が100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表す。）

○赤字等事業数

	26年度	25年度
総事業数	41事業	41事業
経常損失	9事業	12事業
純損失	16事業	11事業
累積欠損金	6事業	10事業
不良債務	—	—

- 平成26年度の経常損益は法適用企業全体で20億29百万円となり、前年度の10億55百万円から9億74百万円の増となっている。これは、地方公営企業会計基準の見直しに伴い補助金等充当固定資産の減価償却見合い分として発生した長期前受金戻入により、営業外収益が増加したこと等によるものである。
- また、平成26年度の純損益は法適用企業全体で▲13億63百万円となり、前年度の▲1億93百万円から11億70百万円の減となっている。これも地方公営企業会計基準の見直しに伴い退職給付引当金の一括計上等により特別損失が増加したこと等によるものである。
- 上記により、平成26年度に経常損失が生じた事業は9事業（前年度から3事業の減）、純損失が生じた事業は16事業（前年度から5事業の増）となっている。また、累積欠損金は法適用企業全体で57億37百万円となり、前年度の75億52百万円から18億15百万円の減（4事業の減）となっている（年度末に未処理欠損金が発生しているものの、利益剰余金等により解消したものは含まない）。

4. 経営状況（法非適用企業）

○平成26年度法非適用企業の経営状況

（単位：百万円）

	法非適用合計					
				うち下水道事業		
	26年度	25年度	増減額	26年度	25年度	増減額
総収益(a)	13,679	11,055	2,624	10,238	9,649	589
料金収入	7,108	4,789	2,319	3,875	3,568	307
総費用(b)	7,337	7,243	94	6,279	6,186	93
収益的収支(c)=(a)-(b)	6,342	3,812	2,530	3,959	3,463	496
資本的収支	▲ 6,737	▲ 3,904	▲ 2,833	▲ 4,337	▲ 3,800	▲ 537
実質収支	543	474	69	139	164	▲ 25
黒字額	634	586	48	230	276	▲ 46
赤字額	91	112	▲ 21	91	112	▲ 21

（注）実質収支＝収益的収支＋資本的収支－積立金＋前年度からの繰越金－前年度繰上充用金
 ＋収益的支出に充てた地方債－翌年度に繰越すべき財源

○実質収支（赤字）事業数及び赤字額

	26年度	25年度
総事業数	65事業	65事業
実質収支（赤字）事業	2事業	2事業
伊万里市（公共）	84百万円	78百万円
伊万里市（農集）	7百万円	34百万円

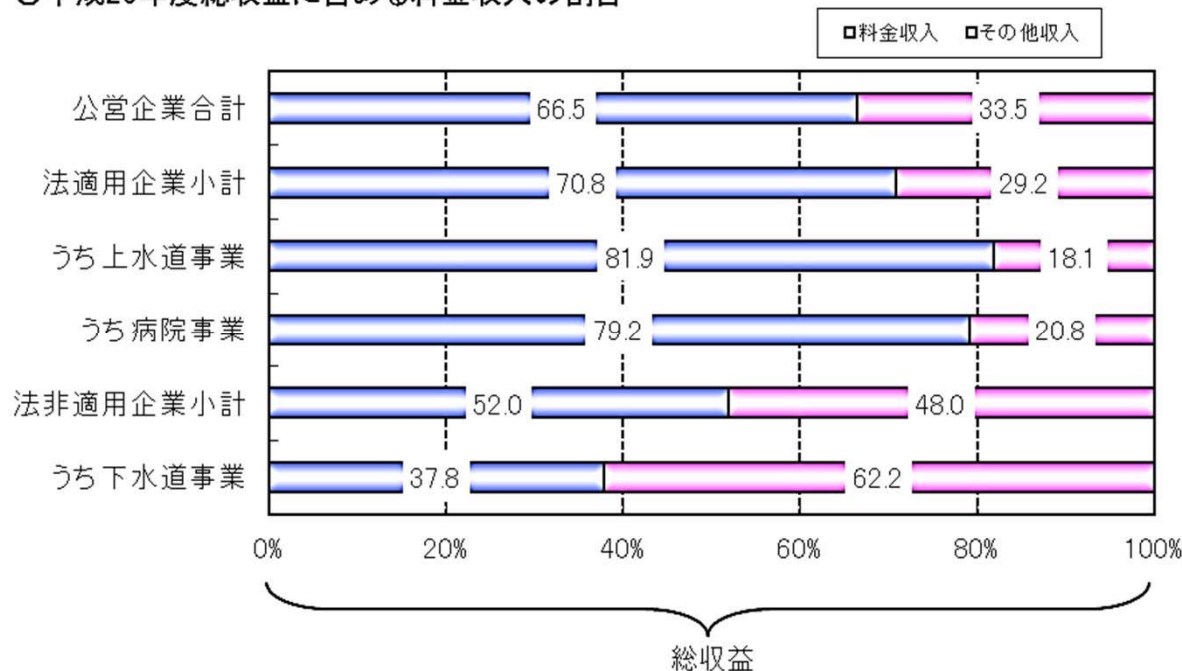
- 平成26年度の実質収支は法非適用企業全体で5億43百万円の黒字となり、前年度の4億74百万円の黒字から69百万円の増となっている。これは、下水道事業において水洗化率の上昇等に伴い料金収入が増加したこと等によるものである。
- 実質収支が赤字である団体は、伊万里市の公共下水道事業及び農業集落排水施設事業の1団体2事業である。
- また、収益的収支は前年度から25億30百万円の増、資本的収支は28億33百万円の減となっており、これは宅地造成事業における造成用地売却による料金収入の増加とそれに伴う企業債償還の増加等によるものである。

5. 料金収入の状況

○総収益に対する料金収入の状況（単位：百万円、%）

		総収益	料金収入	割合
公営企業合計	26年度	59,861	39,821	66.5
	25年度	51,773	37,943	73.3
	増減	8,088	1,878	▲ 6.8
法適用企業小計	26年度	46,182	32,713	70.8
	25年度	40,718	33,154	81.4
	増減	5,464	▲ 441	▲ 10.6
うち上水道事業	26年度	22,845	18,707	81.9
	25年度	21,072	19,317	91.7
	増減	1,773	▲ 610	▲ 9.8
うち病院事業	26年度	10,594	8,389	79.2
	25年度	10,172	8,343	82.0
	増減	422	46	▲ 2.8
法非適用企業小計	26年度	13,679	7,108	52.0
	25年度	11,055	4,789	43.3
	増減	2,624	2,319	8.7
うち下水道事業	26年度	10,238	3,875	37.8
	25年度	9,649	3,568	37.0
	増減	589	307	0.8

○平成26年度総収益に占める料金収入の割合



- 平成26年度の料金収入は、公営企業全体で398億21百万円となり、前年度の379億43百万円から18億78百万円の増となっている。
- 一方、平成26年度の総収益に対する料金収入の占める割合は、公営企業全体で66.5%となり、前年度の73.3%から6.8ポイントの減となっている。これは、法適用企業において地方公営企業会計基準の見直しに伴い発生した長期前受金戻入が総収益に含まれたことで、総収益に占める料金収入の割合が小さくなったこと等によるものである。

6. 他会計繰入金の状況

○他会計繰入金の状況

(単位：百万円)

		収益的収入への繰入金			資本的収入への繰入金			合計		
		26年度	25年度	増減額	26年度	25年度	増減額	26年度	25年度	増減額
法適用	上水道	538	478	60	1,829	2,607	▲ 778	2,367	3,085	▲ 718
	工業用水道	217	269	▲ 52	479	328	151	696	597	99
	交通	253	239	14	85	57	28	338	296	42
	病院	1,392	1,339	53	315	309	6	1,707	1,648	59
	下水道	1,942	3,052	▲ 1,110	1,556	509	1,047	3,498	3,561	▲ 63
	小計	4,342	5,377	▲ 1,035	4,264	3,810	454	8,606	9,187	▲ 581
法非適用	簡易水道	6	25	▲ 19	43	110	▲ 67	49	135	▲ 86
	観光施設	2	6	▲ 4	82	97	▲ 15	84	103	▲ 19
	宅地造成	21	30	▲ 9	158	259	▲ 101	179	289	▲ 110
	下水道	6,167	5,937	230	2,185	2,132	53	8,352	8,069	283
	介護サービス	31	2	29	78	86	▲ 8	109	88	21
	小計	6,227	6,000	227	2,546	2,684	▲ 138	8,773	8,684	89
合計		10,569	11,377	▲ 808	6,810	6,494	316	17,379	17,871	▲ 492

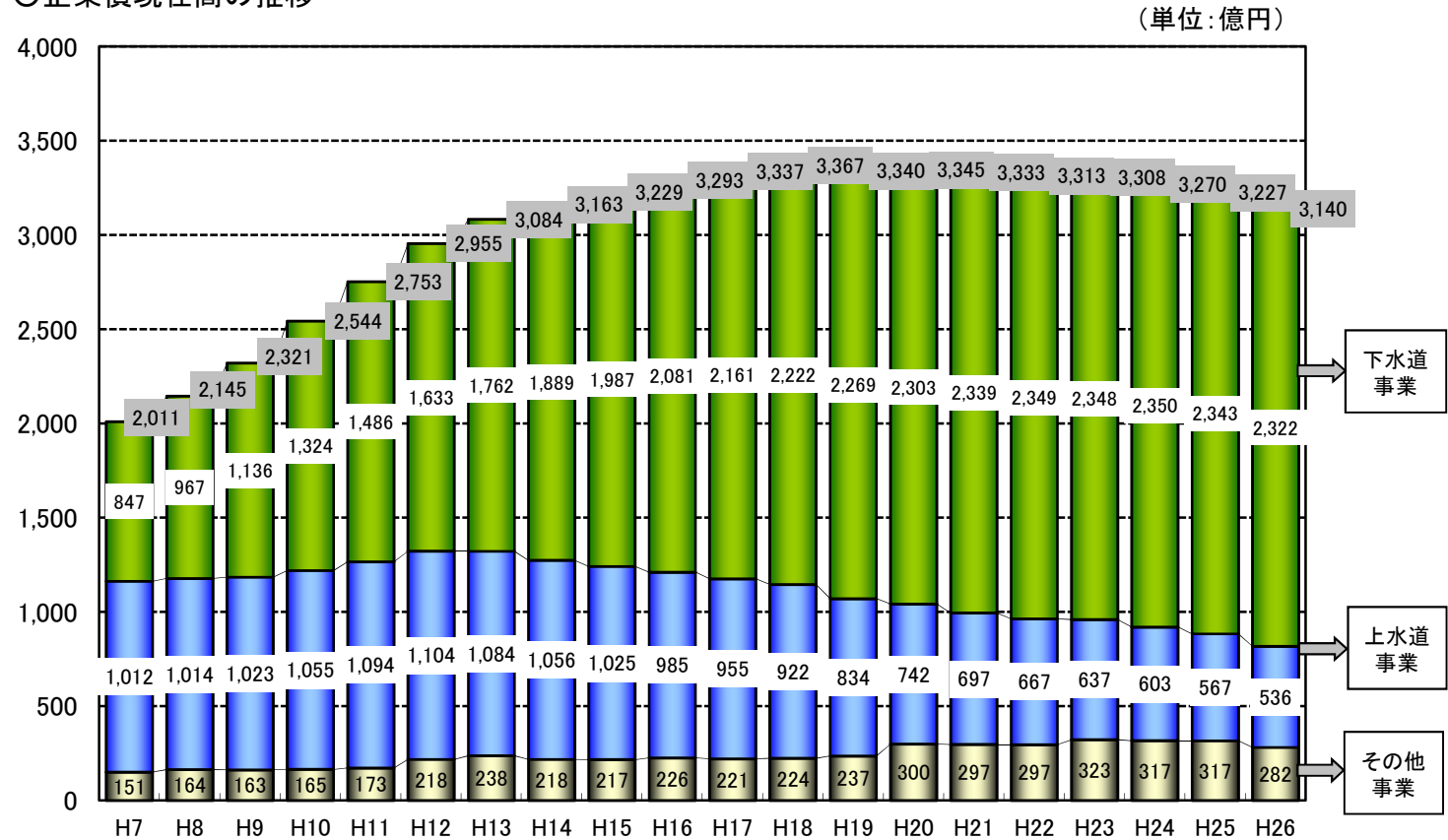
- 平成26年度の他会計繰入金は173億79百万円となり、前年度の178億71百万円から4億92百万円の減となっている。
- 平成26年度の収益的収入への繰入金は105億69百万円となり、前年度の113億77百万円から8億8百万円の減となっている。これは、法適用の下水道事業において地方公営企業会計基準の見直しに伴い発生した長期前受金戻入により収益的収入が増加したことに伴い、繰入金が減少したこと等によるものである。
- 一方、平成26年度の資本的収入への繰入金は68億10百万円となり、前年度の64億94百万円から3億16百万円の増となっている。これは、法適用の下水道事業において収益的収入への繰入金が減少したことに伴い、資本的支出に充当できる繰入額が増加したこと等によるものである。

7. 企業債現在高の推移

○事業別企業債現在高(単位:億円)

		26年度 末残高	構成比 (%)
法適用	上水道	536	17.1
	工業用水道	146	4.7
	交通	0	0.0
	ガス	0	0.0
	病院	80	2.5
	下水道	933	29.7
	小計	1,695	54.0
法非適用	簡易水道	37	1.2
	観光施設	0	0.0
	宅地造成	15	0.5
	下水道	1,389	44.2
	介護サービス	4	0.1
	小計	1,445	46.0
合計		3,140	100.0

○企業債現在高の推移



- 平成26年度末における企業債現在高は3,140億円となり、前年度の3,227億円から87億円の減となっている。
- 事業別では、法適用及び法非適用を合わせた下水道事業が2,322億円で最も大きく、全体の約74%を占めている。次いで上水道事業が536億円で全体の約17%を占めており、下水道事業、上水道事業を合わせると全体の約91%と大きな割合を占めている。

(付表①)

○平成26年度経営状況一覧表(法適用企業)

(単位:千円、%)

事業名・団体名等		総収益	総費用	純損益	経常損益	不良債務	当年度 未処理欠損金	累積欠損金	企業債現在高	他会計からの 繰入金	経常収支 比率	
上水道	佐賀市	簡易水道を含む	4,279,918	4,348,958	▲ 69,040	756,515	0	0	0	5,901,788	171,332	121.5
	唐津市		2,523,020	2,578,148	▲ 55,128	161,982	0	0	0	9,249,444	1,015,185	106.9
	鳥栖市		1,577,341	1,148,210	429,131	280,791	0	0	0	2,744,083	9,110	124.8
	多久市		595,184	577,906	17,278	22,364	0	0	0	1,909,888	48,630	103.9
	伊万里市	簡易水道を含む	1,341,024	1,320,710	20,314	100,003	0	0	0	4,813,660	478,371	108.1
	武雄市		1,298,639	1,255,103	43,536	58,842	0	0	0	2,565,776	110,336	104.7
	鹿島市		565,298	500,422	64,876	82,582	0	0	0	2,784,822	7,734	117.1
	小城市		304,732	248,614	56,118	32,869	0	0	0	593,969	782	113.4
	嬉野市	簡易水道を含む	614,803	590,097	24,706	23,579	0	0	0	1,167,897	121,297	104.0
	玄海町		369,536	364,655	4,881	11,283	0	0	0	1,497,679	138,806	103.2
	有田町		439,334	383,455	55,879	59,952	0	0	0	1,571,276	6,086	115.8
	大町町		177,977	180,518	▲ 2,541	324	0	0	0	122,978	8,814	100.2
	江北町		258,475	247,892	10,583	12,490	0	0	0	80,516	2,354	105.1
	白石町		563,426	622,764	▲ 59,338	▲ 18,167	0	0	0	577,209	63,571	96.9
	太良町		53,996	44,163	9,833	10,733	0	0	0	57,596	0	124.8
	西佐賀水道企業団		892,371	819,946	72,425	131,769	0	0	0	1,201,229	14,450	117.3
	佐賀東部水道企業団	末端給水	2,580,575	2,998,750	▲ 418,175	▲ 13,598	0	0	0	1,686,004	22,357	99.5
		用水供給	2,624,429	2,841,134	▲ 216,705	233,479	0	0	0	7,497,354	77,931	109.8
	佐賀西部広域水道企業団		1,785,377	1,871,856	▲ 86,479	▲ 108,095	0	0	0	7,539,897	70,733	94.2
工業用水道	佐賀市		10,067	9,141	926	926	0	0	0	44,735	4,629	110.1
	唐津市		82,691	114,059	▲ 31,368	▲ 31,368	0	1,358,928	1,358,928	233,477	86,875	72.5
	伊万里市		992,734	1,139,784	▲ 147,050	▲ 162,763	0	1,428,760	1,428,760	14,159,334	501,794	85.6
	武雄市		82,049	76,742	5,307	5,307	0	0	0	190,015	50,000	106.9
	杵島工業用水道企業団		183,560	183,338	222	2,578	0	0	0	0	52,500	101.4
交通	佐賀市	自動車運送	1,127,914	1,011,327	116,587	▲ 8,137	0	0	0	0	338,721	99.2
病院	佐賀市	佐賀市立富士大和温泉病院	1,446,516	1,440,059	6,457	36,653	0	0	0	2,411,087	338,234	102.6
	唐津市	唐津市民病院 きたはた	664,066	735,441	▲ 71,375	95,075	0	0	0	691,968	168,694	116.7
	多久市	多久市立病院	1,497,745	1,655,530	▲ 157,785	43,714	0	1,384,047	1,384,047	97,800	221,283	103.0
	小城市	小城市民病院	1,208,440	1,601,817	▲ 393,377	▲ 30,235	0	0	0	224,250	132,195	97.6
	大町町	大町町立病院	770,614	1,163,820	▲ 393,206	9,853	0	597,152	597,152	154,459	146,620	101.3
	太良町	町立太良病院	1,124,791	1,205,762	▲ 80,971	124,961	0	584,177	584,177	1,410,945	198,068	112.5
	伊万里・有田地区医療福祉組合	伊万里有田共立病院	3,882,269	4,127,677	▲ 245,408	▲ 119,832	0	384,194	384,194	3,003,758	501,162	96.9
下水道	佐賀市	公共下水道	5,738,783	5,679,529	59,254	106,451	0	0	0	54,078,753	1,729,121	101.9
	佐賀市	特定環境保全 公共下水道	748,847	748,847	0	1,485	0	0	0	7,094,653	493,340	100.2
	佐賀市	農業集落 排水施設	586,447	586,447	0	1,306	0	0	0	4,185,692	427,012	100.2
	佐賀市	特定地域生活 排水処理施設	203,415	203,415	0	158	0	0	0	442,800	70,028	100.1
	佐賀市	個別排水 処理施設	933	933	0	0	0	0	0	7,123	858	100.0
	鳥栖市	公共下水道	2,281,630	2,253,039	28,591	71,687	0	0	0	21,651,469	392,077	103.2
	有田町	公共下水道	441,807	400,260	41,547	43,504	0	0	0	4,493,070	254,142	110.9
	有田町	農業集落 排水施設	68,770	73,428	▲ 4,658	▲ 4,236	0	4,658	0	370,598	38,000	94.2
	有田町	特定地域生活 排水処理施設	192,932	191,638	1,294	1,760	0	0	0	943,228	93,000	100.9

(付表②)

○平成26年度経営状況一覧表(法非適用企業)

(単位:千円)

事業名・団体名等		歳入	歳出	形式収支	実質収支	企業債 現在高	他会計からの 繰入金		
簡易水道	唐津市	311,282	310,100	1,182	1,182	3,527,332	10,000		
	小城市	6,590	4,840	1,750	1,750	27,987	1,246		
	神崎市	179	35	144	144	6,300	35		
	吉野ヶ里町	2,438	2,344	94	94	0	1,268		
	太良町	101,326	95,203	6,123	6,123	130,477	37,032		
観光施設	休養宿泊	唐津市	187,283	180,518	6,765	6,765	63,531	84,173	
	その他観光施設	唐津市	10,046	8,912	1,134	1,134	0	0	
	給湯施設	武雄市	46,399	45,866	533	533	0	0	
宅地造成	宅地造成	唐津市	171,060	2,658	168,402	168,402	0	0	
	区画整理・工業用地造成	鳥栖市	73,283	73,283	0	0	436,394	55,325	
	宅地造成	多久市	102,339	102,339	0	0	18,800	48,977	
	宅地造成	伊万里市	116,591	6,083	110,508	110,508	0	0	
	工業用地造成	武雄市	2,151,965	2,145,922	6,043	6,043	279,624	2,741	
	工業用地造成	鹿島市	2,450	238	2,212	2,212	0	0	
	区画整理	嬉野市	146,865	107,897	38,968	38,968	289,765	59,335	
	宅地・工業用地造成	みやき町	51,205	35,586	15,619	15,619	0	8,844	
	宅地・工業用地造成	有田町	73,489	73,489	0	0	444,000	3,507	
下水道	公共下水道	唐津市	5,007,010	5,007,010	0	0	32,018,848	1,506,814	
		多久市	476,623	476,623	0	0	3,236,395	156,729	
		伊万里市	2,006,696	2,089,905	▲ 83,209	▲ 83,859	12,144,875	715,645	
		武雄市	336,806	323,992	12,814	486	1,808,138	99,928	
		鹿島市	1,026,060	1,024,416	1,644	0	5,786,065	573,702	
		小城市	1,353,728	1,306,857	46,871	46,321	6,258,558	306,277	
		嬉野市	360,083	351,651	8,432	8,232	2,568,877	153,701	
		神崎市	870,084	832,226	37,858	10,835	4,755,989	215,977	
		吉野ヶ里町	873,992	849,113	24,879	17,608	3,848,061	297,633	
		基山町	290,847	273,821	17,026	17,026	2,466,388	138,352	
		みやき町	1,075,350	1,053,862	21,488	20,288	3,693,111	198,243	
	特定環境保全公共下水道	唐津市	1,012,653	1,012,653	0	0	8,330,584	317,711	
		小城市	1,055,189	1,038,313	16,876	14,764	5,960,897	310,181	
		みやき町	188,670	184,584	4,086	3,586	1,113,266	50,397	
		玄海町	171,539	171,539	0	0	1,770,156	101,699	
		江北町	693,355	672,347	21,008	21,008	5,154,673	294,178	
		白石町	986,387	982,035	4,352	4,352	2,914,521	38,343	
	農業集落排水施設	唐津市	658,617	653,471	5,146	0	4,742,840	362,857	
		鳥栖市	210,273	210,273	0	0	1,455,337	194,013	
		多久市	78,134	78,134	0	0	564,572	43,861	
		伊万里市	143,516	150,560	▲ 7,044	▲ 7,044	1,058,379	88,591	
		武雄市	672,393	671,938	455	209	6,448,943	530,646	
		小城市	164,473	160,363	4,110	4,110	1,427,355	109,051	
		嬉野市	303,098	296,183	6,915	6,915	3,820,153	227,708	
		神崎市	58,372	53,236	5,136	5,136	345,118	44,258	
		吉野ヶ里町	246,820	246,820	0	0	1,193,293	163,439	
		上峰町	783,527	773,913	9,614	9,256	4,512,752	216,676	
		みやき町	106,528	102,412	4,116	4,116	812,252	81,970	
		玄海町	55,186	55,186	0	0	354,673	45,162	
		江北町	93,644	91,664	1,980	1,980	671,627	68,405	
		白石町	242,921	240,685	2,236	2,236	3,245,254	169,012	
		漁業集落排水施設	唐津市	300,711	300,711	0	0	2,004,014	203,834
			太良町	68,686	59,533	9,153	9,153	226,996	45,574
		小規模集合排水処理施設	唐津市	1,941	1,941	0	0	4,676	1,737
			鳥栖市	6,230	6,230	0	0	74,090	6,131
		特定地域生活排水処理施設	唐津市	335,502	335,502	0	0	839,858	165,499
武雄市	254,358		253,740	618	224	521,800	21,694		
小城市	61,072		49,422	11,650	11,650	13,400	11,573		
神崎市	298,541		289,725	8,816	8,816	711,350	66,232		
江北町	9,740		8,616	1,124	1,124	55,700	5,282		
個別排水処理施設	伊万里市	1,456	1,456	0	0	9,694	983		
	小城市	2,514	1,774	740	740	2,262	1,402		
	嬉野市	223	201	22	22	1,396	197		
	江北町	197	197	0	0	0	62		
介護サービス	指定介護老人福祉施設	唐津市	401,014	401,014	0	0	108,182		
	老人短期入所施設	唐津市	21,046	21,046	0	0	338,000		
	老人デイサービスセンター	唐津市	107,335	75,454	31,881	31,881	995		
	指定介護・短期入所施設	伊万里・有田地区医療福祉組合	391,436	378,664	12,772	12,772	28,915		

※神崎市の簡易水道事業については、平成26年度決算から想定企業会計となっている。

地方公営企業用語集

< 共通 >

地方公営企業

地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業を指し、具体的には地方財政法施行令第46条において、①水道事業、②工業用水道事業、③交通事業、④電気事業、⑤ガス事業、⑥簡易水道事業、⑦港湾整備事業、⑧病院事業、⑨市場事業、⑩と畜場事業、⑪観光施設事業、⑫宅地造成事業、⑬公共下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設）の13事業が指定されている。

また、その財政運営については、地方財政法第6条において、「公営企業で政令に定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」とされ、特別会計の設置と適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められている。

なお、地方公営企業の決算についての統計として、地方公営企業決算状況調査（いわゆる「公営企業決算統計」）が毎年度実施されている。

法適用企業・法非適用企業

○法適用企業

地方公営企業の合理的、能率的運営を図るため、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例法として地方公営企業法が制定されており、同法第2条第1項において同法が全部適用されるものとして、①水道事業、②工業用水道事業、③軌道事業、④自動車運送事業、⑤鉄道事業、⑥電気事業、⑦ガス事業の7事業（いわゆる「法定7事業」）が指定されている。また、同法第2条第2項においては、財務規定が一部適用されるものとして、病院事業が指定されている。これら同法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

○法非適用企業

地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

(参考1)

公営企業繰出金

地方公営企業の特別会計とこれを経営する地方公共団体の一般会計との間の経費の負担区分の原則等に基づいて、一般会計が公営企業会計等に対して繰り出すべき経費の総額は、毎年度策定される地方財政計画において、公営企業繰出金として計上されている。

公営企業繰出金の対象経費は、その性質上当該公営企業の經常に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に充てられるもの（地方財政法第6条、地方公営企業法第17条の2）とされ、主なものとしては、上水道事業における消火栓設置費及びその管理費に充てる一般会計負担金、病院事業における建設改良費に充てる一般会計出資金又は負担金、高度医療、救急医療、へき地医療の一般会計負担金等が計上されている。

これら地方財政計画に計上する基準は、毎年度総務副大臣通知（いわゆる「繰出基準」）により地方公共団体に示されており、このような基準を参考として地方公共団体ごとに繰り出す額を算定することとされている。

収益的収支・資本的収支

○収益的収支（収益的収支予算・3条予算）

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応するすべての費用をいう。収入には、サービスの提供の対価としての料金を主体とする収益を計上し、支出にはサービスの提供に関する職員関係費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費のように現金が企業外部に流出する支出のほか、建物、機械、構築物等の固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上する必要がある。

具体的には、収入については、料金収入を主体とする「営業収益」、受取利息や他会計補助金等の「営業外収益」、固定資産売却益や過年度損益修正益等の「特別利益」からなり、支出については、人件費や物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、臨時損失や過年度損益修正損等の「特別損失」からなる。

また、地方公営企業法施行規則第45条別記第一号様式の予算様式第3条に示されていることから、一般に「3条予算・3条収支」と呼ばれることもある。

○資本的収支（資本的収支予算・4条予算）

経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等の予定をいう。

建設改良費、企業債償還金（元金）、他会計からの長期借入金償還金など費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするものが計上され、収入には、企業債、固定資産売却金（売却益を除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄附金など収益に関係のない収入で現金を予定されるものが計上される。

また、地方公営企業法施行規則第45条別記第一号様式の予算様式第4条に示されている

(参考1)

ことから、一般に「4条予算・4条収支」と呼ばれることもある。

なお、4条予算において、資本的収入だけでは資本的支出に不足するときは、「補てん財源」という形で企業の内部留保資金等が財源として充てられることとされている。

官庁会計を採用している法非適用企業については、実際の歳入及び歳出を、公営企業決算統計においては、法適用企業に準じて収益的収支と資本的収支とに分別して調査している。

< 法適用企業 >

経常損益（経常利益・経常損失）

損益計算書の中間利益（損失）の一つであって、当期の経常的収益力を表し、営業収益から営業費用を控除して算出される営業利益（営業損失）に営業外収益及び営業外費用を加減することにより算出された利益（損失）であり、特別損益を除外して算出される。

$$\text{経常損益} = (\text{営業収益} + \text{営業外収益}) - (\text{営業費用} + \text{営業外費用})$$

純損益（純利益・純損失）

当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益から総費用を差し引いた数値で、その数値がプラスであれば純利益（黒字）であり、マイナスであれば純損失（赤字）である。

$$\text{純損益} = \text{経常損益} \pm \text{特別損益}$$

当年度未処理欠損金

繰越利益剰余金年度末残高に当年度純損失を減じた額であり、この額が当年度の欠損金処理計算書によってそれぞれに処理される。

累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金（＝純損失）については、前年度からの繰越利益があればその利益をもって埋め、まだ欠損金に残額がある場合は、利益積立金があればこれによって埋める。

それでも欠損金に残額があれば、議会の議決を経て資本剰余金をもって埋めることができ、それでも、まだ未処理欠損金があれば、これを繰越欠損金として翌年度へ繰り越すこととなり、これが複数年度累積したものを累積欠損金という。

(参考1)

不良債務

企業の支払能力の良否は、現金、預金及び未収金等の流動資産（1年以内に換金し得る資産）等と一時借入金や未払金等の流動負債（1年以内に償還しなければならない短期債務）等との比率によって判断され、不良債務とは、流動負債等が流動資産等を上回る場合に発生するものである。

$$\text{不良債務} = (\text{流動負債} - \text{企業債}^{\ast 1} - \text{長期借入金}^{\ast 1} - \text{リース債務}^{\ast 2}) \\ - (\text{流動資産} - \text{翌年度へ繰越される支出の財源充当額})$$

※1：建設改良等の財源に充てるための企業債及び長期借入金

※2：地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務（PFI法に基づく事業に係る建設事業費等）

< 法非適用企業 >

実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、その数値がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字である。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支}^{\ast 3} - \text{翌年度へ繰越すべき財源}$$

※3：形式収支 = 歳入（総収益 + 資本的収入 + 前年度からの繰越金 + 収益的支出に充てた地方債）

- 歳出（総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 前年度繰上充用金）

地方公営企業会計基準の見直しの影響(概要)

地方公営企業会計基準の見直しのため、平成23年度に地方公営企業法施行令等が改正され、その改正内容が平成26年度予算から適用となっています。

そのため、本年度は最初適用事業年度の決算となり、この見直しが各公営企業の決算に影響を与えていますが、会計基準の見直し前後で経営の実態が変わるものではありません。

1. 見直しの趣旨

昭和41年以来大きな改正がなされていない地方公営企業会計制度と、国際基準を踏まえて見直されている民間の企業会計基準制度との間に生じた違いの整合性を図り、相互の比較分析を容易にすること等。

2. 主な見直し内容

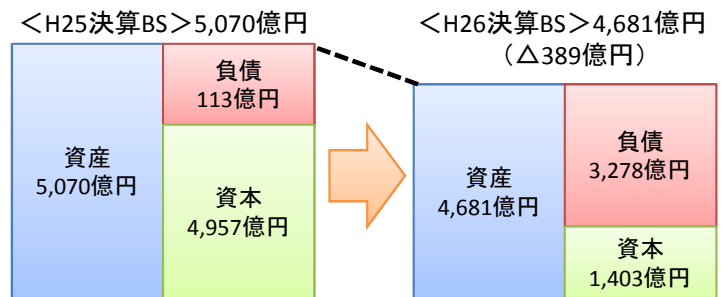
- 従来は減価償却を行わないことができた補助金等を充当した部分の固定資産について、すべて減価償却の対象とし、補助金等は「負債」に計上。
- 従来は「資本」に計上されていた企業債等を「負債」に計上。
- 従来は任意とされていた引当金(退職給付引当金、貸倒引当金等)の計上を義務化。

3. 財務諸表への主な影響(対象となるのは法適用企業のみ)

(1)貸借対照表(BS)

次の影響等により、総資産が389億円減少し、資本:負債の比率が大きく変化(98:2→30:70)している。

- ・ これまで減価償却を行っていなかった固定資産(補助金等充当部分)について、減価償却を行うことで固定資産が減少。また、未償却分については、資本から負債に計上。
- ・ 企業債等を資本から負債に計上。
- ・ 退職給付引当金等の計上により負債の引当金が増加。



(2)損益計算書(PL)

次の影響等により、純損失(赤字)が2億円から13億円に増加している。

- ・ これまで減価償却を行っていなかった固定資産(補助金等充当部分)について、減価償却を行うことで営業費用が増加。一方で、補助金等の減価償却等見合い分については、長期前受金戻入として営業外収益に計上。
- ・ 退職給付引当金の一括計上等により特別損失が増加。

